



編輯局報情

週報

號日四十月十

支金 那事 變事 紀念 章の 改正 支金 那事 變事 紀念 章の 改正 支金 那事 變事 紀念 章の 改正

軍人 援護 實話 軍人 援護 實話 軍人 援護 實話

防衛召集問答

思想戰讀本 思想戰と科學

314號

昭和十七年十月十四日發行

週報

昭和十七年十月十四日發行

（每週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

五錢

週報は民翼賛の道しるべ

だんがんきつて

一枚二円

第五回賣出 十月一日—十五日

抽籤日 十月二十日

割増金 一等千円、二等百円、三等五円、四等二円

當籤率 十一枚に付一枚の割合

當籤率 斷然優秀

第四回彈丸切手當籤番號

一等	二等	三等	四等	030	139	355	523	696	848
32508	47653	056	031	139	355	523	696	848	
47653	51801	116	046	144	396	528	707	851	
6579	51862	245	049	214	408	537	765	855	
70684	56099	451	076	227	416	552	767	856	
75794	63456	521	097	237	431	565	772	865	
78498	67864	789	111	241	447	568	783	878	
	70269	906	115	264	448	580	793	879	
4620	75947	918	120	279	459	592	814	895	
7463	76518		133	297	496	642	820	910	
10761	78637		136	324	503	643	826	937	
12837	83490		138	337	504	685	836	967	
14157	87472		007	136	341	518	688	841	990
21888	99364		010	138	350	520	690	845	994

抽籤の落人が切手は五枚以上まとめて郵便局へお届出の上、特別振替貯蓄の書と引換へて下さい。

(本書の大きさは國定規格(A5)判)

國民皆兵 國土防衛

露光量違いにより重複撮影

週報

第三十四號
十月十四日

★防衛召集問答★

陸軍防衛召集規則の解説

陸軍省防衛部

全機動軍被賜勲章の改正と
支那軍被賜勲章の制定

警備局

軍人援護管話(下)

船舶運送會の話(海務院)

思想戦讀本(五)

思想戦と科學

大軍部戦争日誌

時局

十月一日(木)

米潜水艦、英人捕虜運送の御用船りすはん丸を東支那海に撃沈

米國インフレ防止案成立

支那軍第五十六回演習

第四十一回勳功行賞の御沙汰ありせらる

ソビエト航空作戦に傑勳を樹てた山本金吉中尉、吉岡飛行部隊、フイリピン、ビルマ航空作戦に傑勳を樹てた本多飛行部隊に感状が授與され、上間に達した旨、陸軍省発表

ソ本年度下期の石炭對策要綱を閣議で決定

外相聲明

久瀨宮家養王殿下、原籍

に帰降下、伯爵を授けられ、宇治の御宅名を賜ふ

支那人援護統後泰公(八十九歳)の表彰式を挙行

米、航空工業、八時間労働制を放棄

ソビエト作戦に傑勳を樹てた機動隊に對し、上間に達した旨、陸軍省発表

國民皆兵 國土防衛

露光量違いにより重複撮影

週報

第三十四號
十月十四日

★防衛召集問答★

陸軍防衛召集規則の解説

陸軍省報道部

金鶏勳章叙賜條例の改正と

支那事變記念章の制定

賞勳局

軍人援護實話(下)

船舶運管會の話:海務院

思想戦讀本

思想戦と科學

大東亞戰爭日誌

週報

十月二日(水)

米潜水艦、英人捕虜運送の御用船りすはん丸を東支那海で撃沈

米國インフレ防止案成立

支那事變第五十六回(豫東第四十一回)論功行賞の御沙汰あらせらる

ビルマ航空作戦に偉勳を樹てた山本金吉中尉、吉岡飛行部隊、フィリピン、ビルマ航空作戦に偉勳を樹てた本多飛行部隊に感状が授與され、上階に達した旨、陸軍省発表

本年度下期の石炭對策要綱を閣議で決定

中立條約をアルゼンチン外相説明

久瀨宮家彦王殿下、臣籍十月五日(分)

十月二日(水)

米潜水艦、英人捕虜運送の御用船りすはん丸を東支那海で撃沈

米國インフレ防止案成立

支那事變第五十六回(豫東第四十一回)論功行賞の御沙汰あらせらる

ビルマ航空作戦に偉勳を樹てた山本金吉中尉、吉岡飛行部隊、フィリピン、ビルマ航空作戦に偉勳を樹てた本多飛行部隊に感状が授與され、上階に達した旨、陸軍省発表

本年度下期の石炭對策要綱を閣議で決定

中立條約をアルゼンチン外相説明

久瀨宮家彦王殿下、臣籍十月五日(分)

十月七日(水)

米潜水艦、英人捕虜運送の御用船りすはん丸を東支那海で撃沈

米國インフレ防止案成立

支那事變第五十六回(豫東第四十一回)論功行賞の御沙汰あらせらる

ビルマ航空作戦に偉勳を樹てた山本金吉中尉、吉岡飛行部隊、フィリピン、ビルマ航空作戦に偉勳を樹てた本多飛行部隊に感状が授與され、上階に達した旨、陸軍省発表

防衛召集問答

陸軍防衛召集規則の解説

陸軍省報道部

問 こんど「陸軍防衛召集規則」が出来て、これまでの充員召集や臨時召集の外に、新らしく「防衛召集」が行はれることになったさうですが、どんな趣旨からですか

答 大東亞戦争は、皇軍の善謀善戦によつて赫々たる戦果を収めてゐますが、戦ひは長期戦であり、敵は隙あらばと反攻の機をねらつてをります。外電の傳へるところによりますと、米國は頻りに日本本土の空襲を企圖してゐるやうですが、我々としては敵のわが國土來襲などのあらゆる場合を豫想し、寸土も敵に侵されることのないやう、萬全の國土防衛態勢を整へておかねばなりません。

このためには澤山の軍隊が要るし、または非たくさんの軍隊を作らなければならぬわけですが、一方、國家總力戦の今日では、銃後の生産力も戦

争の大きな要素であり、人的資源の活用を圖ることが肝要です。この二つの要求を調和し、ふだんは生産に従事してゐる在郷軍人その他が、一朝有事の際には軍の要員として馳せ参じ、その地附近の防衛に當るといふのが防衛召集のねらひです。

もと／＼國土の防衛は、ひとり軍のみの力に依存すべきものではなく、皇國に生を享ける國民の均しく擔任すべき責任なのであつて、軍とその地方にある國民とが一體となつて初めて、國土防衛の完きを期することが出来るのです。ところがこれまでの充員召集や臨時召集では、本籍地主義をとつてゐるために、防衛部隊の要員は必ずしもその附近の者とは限らず、例へば東京附近の防衛に關西附近の者が當るとか、北海道の防衛に東京の者が當るといふやうな事になつてゐます。今度の防衛召集では、居住地主義をとりま

したので、その地方の防衛にはその地方の者が當ることになり、これを綜合敷衍して、日本の國土は日本國民全體で守るといふ構想になつてをります。

防空召集と警備召集

問 ては、防衛召集はどんな場合にやるのですか

答 防衛召集とは、防空召集と警備召集の二つの種類があります。防空召集とは、いふまでもなく敵機に備へるための召集であり、警戒警報、或ひは空襲警報が發せられた時、召集されます。警備召集とは、海上からの敵、河上からの敵、或ひは地上からの敵に備へるための召集で、敵が來襲した場合、或ひは來襲の虞れある場合に召集します。

召集される者

問 どんな者を召集するのですか
答 在郷軍人と國民兵役の下士官と兵

です。

問 在郷軍人といひますと

答 待命や豫備役の將校と准士官、それに豫備役の下士官と兵、歸休兵、補充兵などです。

問 國民兵役の下士官兵といひますと

答 ご承知の通り國民兵役には第一國民兵役と第二國民兵役とがあり、常備兵役(現役と豫備役を終つた者)と、既教育補充兵で補充兵役を終つた者が第一國民兵役で、それ以外の満十七歳から四十歳までの帝國臣民たる男子(いはゆる丙種合格の者)は悉く第二國民兵役です。これらの二種の者が防衛召集の対象となるわけですが、たゞ國民兵のうち「徴兵終結處分を経ざる者」は除かれます。問 「徴兵終結處分を経ざる者」といひますと

答 わかりやすくいへば、徴兵検査を受けてゐない者といふ意味です。

防衛召集待命者

問 すると兵役の義務のある帝國臣民たる男子は悉く、いつ防衛召集があるかわからぬので、常に召集に應ずる準備を整へておかねばならぬわけですね

答 一應さうですが、しかしそれでは何かと不便でせうから、防衛召集では、あらかじめ防衛召集待命者といふものを作つておいて、必要に應じてこの待命者を召集したり、召集解除をしたりすることになつてゐます。

問 すると、防衛召集待命者となつた者だけが準備しておけばよいわけですね

答 さうです。しかし待命者となる期間には、防衛召集待命期間といつて、大體一年ぐらゐが標準ですから、一年ぐらゐで他の人に替るわけです。

問 待命者となつたこととはどうしてわかりますか

答 防空召集待命令状または警備召集待命令状といふのが送られますから直ぐわかります。この召集待命令状は、左圍のやうな淡青色のもので、これに書いてある期間が防衛召集待命期間です。この待命令状を受取つた者が、その期間中、防衛召集待命者となるわけで、いざといふ時にはこの待命者が召集されます。

防衛召集の実施

問 召集はどんな場合にやりますか

答 緊急な事態となつた場合に、防空召集令状または警備召集令状を本人に到達します。これが原則です。但し緊急やむを得ぬ場合や、船に乗つてゐる警備部隊の場合には、防衛召集責任官の口頭や電話命令でやる場合もあります。

問 その召集令状を受けとつた場合はどうすればよいのですか

答 受領者の心得動作は、充員召集や臨時召集の令状を受け取つた場合と同様で、召集令状に記載してある日時に

受領者	一 昭和何年何月何日何時 防空召集待命令状 右受領者
昭和年月日	何時何分何秒
召集場所	何々
召集員	何々
召集令状	何々
防衛召集責任官	何々
現住地	何々
勤務所	何々
所属	何々
備考	何々

間に合はぬと思ひますが

答 さうです。ですから、防空召集については、防空に關する警報警報または空襲警報が発令された場合には、防空召集令状が交附されたものと見做すことになつてゐます。従つて防空召集待命者は、警報警報が出たら直ぐ(警報警報が出ず、直ぐに空襲警報が出た場合には、空襲警報が出たら直ぐ)待命令状に書いてある部隊へ駆けつけ、防衛召集責任官(又はその指定した者)に届出ねばなりません。

問 駆けつけた後はどうなりますか

答 召集部隊の部隊長は、應召員の到着と同時にこれをその部隊に編入し、現役軍人の取扱ひをします。給與その他の恩典は、全く臨時召集、充員召集の場合と同様で、戦死すれば勿論、靖國神社へ祀られます。たゞ部隊の編制に對して應召員の数が多過ぎる場合は、召集部隊長が直ちに召集解除をすることがあります。

問 第二國民兵など、歩兵、工兵といった兵種のない者もあると

思ひますが、召集部隊の兵種となるわけですか

答 別に新しく兵種は定めません。罰則について

警報が出たのを知らず應召しなかつたとか、或ひは應召の時刻がまち／＼になるといふやうな場合もあるかと思ひますが、萬一このやうな場合にはどんな罰に處せられますか

答 このやうな場合には、どうするといふ普通のやうな罰則の適用はありません。これは、我が國民には、一朝有事の際に、國土防衛に馳せ参するのを躊躇するといふやうな非愛國者は一人もいないからと、全體的に忠勇なる國民を信頼しきつてゐるからです。これは我が國にしてはじめてなし得るところであり、防衛召集規則の特徴でもありますから、その精神を銘記しておい

ていたゞきたいのであります。しかし警報が出たことを知りつゝ應召しないといふやうなことがあるれば、これこそ充員召集や臨時召集に願召しないと同様に罰せられます。

現住地主義

問 要するに敵が來襲した場合とか、敵機の空襲があつた場合、直ちにその附近の在郷軍人や國民兵役に在る者を召集して國土防衛に當るのが防衛召集ですな

答 さうです。逆にいへば、さうした國土防衛の兵力を、ふだんはできるだけ職場において、鉄後の生産戦の戦士として働いていたとかうといふのです。ですから、これまでの陸軍の召集では、すべて本籍地主義で、本籍地の防衛司令部または町村役場、區役所の兵事部などに兵籍に關する書類が保

金鷄勳章叙賜條例の改正と 支那事變記念章の制定

賞 勳 局

この度、金鷄勳章叙賜條例その他金鷄勳章關係法令二件に關する改正と、支那事變記念章令が公布されました。

金鷄勳章制度の改正

金鷄勳章の制度は、長くも明治二十三年、紀元の佳節を以て御創設に相成り、日清戰役以後、幾多の事變、戰役に當り、拔群の武功を奏した者に賜はり、その忠勇を獎勵し給はれたのでありまして、聖恩鴻大、まことに恐惶感激の至りであります。

に、まづ金鷄勳章叙賜條例におきましては、

一、これまで下士官、兵の功級進級の極限は、下士官は功五級、兵は功六級でありましたのを、舊金鷄勳章叙賜條例第四條、それを一級づゝ進め、下士官は功四級、兵は功五級と改められました(新同條例第二條)。

従つて今後は、將官から兵まで各階級を通じ各三級、即ち、將官は功三級から功一級まで、佐官は功四級から功二級まで、尉官は功五級から功三級まで、准士官、下士官は功六級から功四級まで、

級まで、兵は功七級から功五級までの間で、後に述べますやうに、或る制限の下に逐次進級せしめられ、または一階、初級以上の功級に叙賜せられ得ることになつたのであります。

二、吹ぎに、これまで拔群の武功を果ねた者は、いはゆる殊勳甲(舊同條例第七條、新同條例第三條)によつて初級の功級より一級上級に叙賜される場合であるとして、殊勳乙(舊同條例第三條乃至第四條、新同條例第二條本文)により初級の功級に叙される場合であるとを問はず、すべて一様に一級づゝその功級を進級せしめられ、また極限の功級(尉官功一級、佐官功二級、尉官功三級、准士官功四級、下士官功五級、兵功六級)に達した後は、どんなに拔群の武功を果ねても、最早や金鷄勳章を叙賜される途はなかつたのであります(舊同條例第二條乃至第四條)。

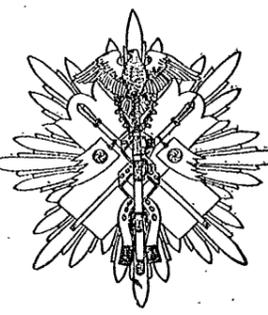
そして今後も、拔群の武功を果ねた者は、いはゆる殊勳甲、乙の別なく、各階級まで、兵は功七級から功五級までの間で、後に述べますやうに、或る制限の下に逐次進級せしめられ、または一階、初級以上の功級に叙賜せられ得ることになつたのであります。

級に應ずる初級の功級から一級づゝ進級せしめられる點は、従前と同様であります。が、今度の改正により極限の功級(尉官功一級、佐官功二級、尉官功三級、准士官、下士官功四級、兵功五級)に進級せしめられるのは、たゞいはゆる殊勳甲の場合、即ち「武功卓越ニシテ優賞スベシト論定シタル者」に限ると共に(新同條例第二條)に、

必ず功級を進級せしめられるか、または同級の金鷄勳章を加授されることになりました。

四、また、これまで將官については、既に功二級を有するものと否とを拘はらず、特旨を以て極限の功級である功一級に叙されることある旨が定められておりました(舊同條例第二條第二項、今同條例第二條)。

金鷄勳章一級叙賜章



三、拔群の武功を奏しても、前述のいはゆる殊勳甲に該當しないため、極限の功級に進級させることが出来ないうる者は、その者が現に受有してゐる功級と同級の金鷄勳章を加授されることになりました(新同條例第七條)。

叙賜されることがある旨が定められておりました(舊同條例第二條第二項、今同條例第二條)。

同様に、佐官以下兵まではこの趣旨を及ぼし、いはゆる殊勳甲の中でも特に功績高く、簡拔に値ひすると認められる者には、特旨を以て一階、極限の功級(佐官功二級、尉官功三級、准士官功四級、下士官功五級、兵功六級)に進級せしめられることになりました(新同條例第七條)。

官功二級、尉官功三級、准士官、下士官功四級、兵功五級)に叙せられる途が拓かれました(新同條例第四條)。

なほ、以上の御改正は、昭和十六年十二月八日以後の日附に係る行賞、即ち大東亞戰爭の行賞から適用されるのであります。

なほ既に三で述べたやうに、同級の金鷄勳章を加授されることになつたのに伴ひ、今後は新たに賜はつた同級金鷄勳章は、必ずこれを併佩すべき旨を定められ(昭和十六年勳令第七百二十六號、金鷄勳章併佩ニ關スル件第一項)、また、これまで正章と副章からなつてゐた金鷄勳章の功二級章は、その副章の制式と佩用式が功三級章と同一で(明治二十三年勳令第十一號、金鷄勳章ノ等級制式佩用式)、金鷄勳章の併佩にともなひ歴戰の累功を明らかにし難い虞れがあらますので、副章は削除することになりました(前同勳令改正)。

なほ、以上の御改正の中、併佩に關する規定は、本令公布の日である昭和十七年九月二十六日から實施されし十六年十二月八日以後の日附に係る行賞、即ち大東亞戰爭の行賞から實施されます。

滿洲事變以來、事變、戦役が相次ぎ、御稜威の下、披群の武功を奏し、金瑠勳章を累ねて賜はる榮譽を忝うする者は、漸く多くなつて参りました秋に當り、下士官、兵に對する功級の限度を擴めて、御恩賞をいよ／＼厚くし給ひ、歴戦累功の將兵に對する功級進級の制を改め、加授の法を設けて武功御旌表の途をます／＼拓き給ひ、また武功卓絶の將兵に對する破格の功級を新たに設けて、御褒賞をいよ／＼高くし給ふ優渥なる聖恩を拜し、まことに恐懼感激に堪へません。

支那事變記念章

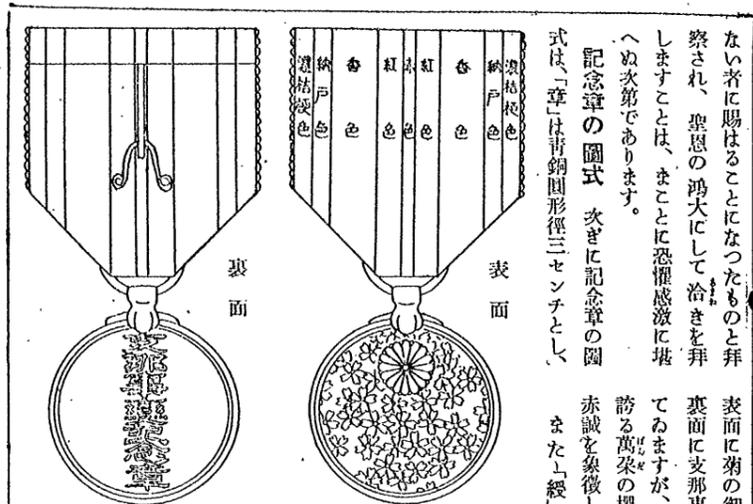
また、先に支那事變記念の表章として、特に從軍記章の御制定を仰せ出され、既に多數の將兵が授與の御沙汰を拜したのであります。今更さらには支那事變記念章を御制定に相成り、支那事變の遂行に關し、軍務以外において特別の貢獻をした者に對し、これを賜はる旨を御定めになつたのであります。

御制定の由來 謹んで記念章御制定の由來を拜しまするに、支那事變下における銃後國民の赤誠を御嘉尚遊ばさるゝによるものと存じ、敬慮の程まことに恐懼感激に堪へない次第であります。

即ち、從來も事變、戦役に臨み、銃後國民は克く前線將兵に協力し、その目的の完遂に努めたのであります。未だ國家のあらゆる機構が特別に事變、戦役の目的に副ふやうに大規模に

改編され、銃後國民が擧つて戦争目的を達成するために活動するといふ程度には至らず、従つて銃後における事變、戦役關係の業務は、いはゆる軍務補助の觀念に包含されたのであります。従つて、これまでは事變、戦役の度に、從軍記章の御制定を仰いで、軍務に従事した軍人軍属以外の者にも、軍務を補助して功績のあつた者に對してはこれを授與することゝされてをりました。

ところが、支那事變下におきましては、いはゆる國家總力戰の名のやうに、事變の目的を達成するための國民の業務とか活動は、これまでの軍務補助の觀念では、到底律せられない程に廣い範圍に亘ることになり、しかもこれらの業務において特別の貢獻をした者も少なくないものと認められるに至りましたので、從軍記章の外に記念章を制定し、支那事變の目的遂行に關し、特別の貢獻をした者で、從軍記章を授與され



ない者に賜はることになつたものと拜察され、聖恩の鴻大にして冷きを拜しますことは、まことに恐懼感激に堪へぬ次第であります。

記念章の圖式 次ぎに記念章の圖式は、「章」は青銅圓形徑三センチとし、

表面に菊の御紋と櫻花の圖を表はし、裏面に支那事變記念章の文字を識されてゐますが、「章」の圖である爛漫と咲誇る萬葉の櫻花は、一箇國民の銃後の赤誠を象徴したものと存せられます。また「綬」は、前述の由來に基づき、支那事變從軍記章と同一の配色を採用されたものと思はれます。

授與される範圍

なほ授與される範圍は、昭和十二年七月七日以後、支那事變の遂行に關し特別の貢獻をした者で、從軍記章を授與されない者であつて、官民を問はず職域を論ぜず、また内外地の區別もなく相當に廣範圍に亘るものと推

察されますが、今こゝに事務當局で豫想する若干の例を業務別に挙げますと、

- 一、官公職 二、議員 三、防空 警防
- 關係 四、刊行出版物關係 五、貯蓄金
- 融公債關係 六、學校、青少年團、宗教
- 團體關係 七、農林水産業公共團體關係
- 八、商工業公共團體關係 九、電氣
- 通信、船舶、航空關係 十、鐵道運輸關係
- 十一、軍人授與社會事業關係 十二、その他

でありまして、これ等の業務に従事し、支那事變の遂行に關し、特別の貢獻をした者が授與の御沙汰を拜するものと存せられます。

大東亞戰爭下に、この優渥なる聖恩を拜し、私どもは、いよ／＼聖戰の目的完遂に邁進する覺悟を新たに、聖恩の萬分の一に報ずるの念を固くしなければならぬと存じます。

軍人援護實話

辯護士會の援護
大阪市北區若松町の大阪辯護士會では、大阪軍人援護會の委託を受け、軍人の遺族や家族のため無料法律相談の事業を引受け、昨年度から松坂屋四階で大阪辯護士會所屬の五十人の辯護士を選抜、熱心にその相談に與らせてをり、相談件数も三百餘件の多数に上つてゐる。

慰問文第一主義
廣島縣深安郡大津野村の銃後奉公會では、軍人援護は慰問文を以て第一とする主義で、支那

事變勃發以來、大東亞戰爭の今日までに「出征將兵への慰問」と銘打つた日本規格版一枚印刷の慰問文を二月一回、五ヶ年に亘り一月も缺かす、出征在營の軍人軍屬に送つてゐる。

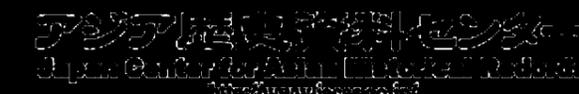
度も進むといつた感謝の手紙が来る石様で、戦争は何年續いても断然中止しないと一同意悟を決めてゐる。

感謝の一万枚

來、今日までこの日課は續けられてゐるが、前線將兵からの返信に對する返信、感謝文に對する再度の激勵文など、内海氏の日課は年と共に忙しくなり、近頃では多い時は三十枚、少くとも十枚以上を認めてをり、今日までに同氏が送り出した慰問文は、一万枚を遙かに越へる數だといはれてゐる。

我が奉公精神
南信州の一角、大天龍川の流れに沿ふ川路村中平部落の銃後奉公會は、支那事變勃發と同時に設立され、大東亞戰爭となつた今日まで、まめ／＼しく銃後奉公にはげんでゐる。

事變以來今日に至る
3 應召現役入營者のある毎に、九隣組から一名づゝ代表者二組に別れ、約十二キロの神社に徒歩参拜、祈願、歸還者の場合は御禮参拜をする。



作り、手藝品は女子青年の手で、雑誌は青年會で、内容はいづれも温い部落民の手になるものばかり

(二)寫眞展覧 本年三月、出征者の留守家庭を中心に、各隣組の全員が出席して撮影し、戦地と留守家庭に贈る

(三)慰問状 毎月三回、部落民が交替で書き、出征者全部に送る

特志寄附は感謝をもって受けてゐるが、その外部落において道路の修理、製炭用薪の運搬費その他の仕事によつて得た費用を寄附する。

なほ、勤勞奉仕は百%の出席で、誰一人不平等をいふ者もなく、一家の主人が出て奉仕し、慰問状には、配給品である勞働用純綿の手袋も欠く差し出す外、少い砂糖も供出する有

様である。

奉公會の費用にする勞働なら、お役にたつてもたなくとも、八十歳の老人まで喜んで出る。このやうに部落民一同、銃後援護といへば、何は措いても忽ち一致團結して、前線の兵士に報いてゐる。

男勝りの働き

青森縣中津郡清水村下山ナリさんは、昭和十三年十二月湖北省黃岡縣方家埠附近の激戦で、功六級金鷄勳章を授けられた故下山定衛軍曹の未亡人であるが、ナリさんは今回、同村役場からほまれを以て表彰された。ナリさんは女手一つでリンゴ畑一町五反歩を耕作しながら、亡き夫の忘れ形見、長男範定君(一〇)長女イチ子さん

(二)の二兒を養育、天晴れはまれの妻ならでとは、村人を感じさせてゐる。

名譽の御名を受けた定衛兵が何より氣にかゝることは、リンゴ畑四反歩の購入金一千圓と他の負債五百圓、合計千五百圓の返済方法と、當時七十四歳で病床に伏したきりの母親キヨさんと、幼い子供二人をナリさんに託して行くことであつた。だがナリさんは強かつた。

「私も帝國軍人の妻です、身を粉にしても留守は立派に引受けます。家のことは一切氣にかけずに立派な功を樹てて下さい。」

と固い決意で夫を勵ました。そして翌日からナリさんは、夫に代つてリンゴ畑の耕作に従事、男まさりの働きをしながら姑さんへの看養、幼兒の養育に少しの怠りもなかつた。

戦死の公電を受取つた時

「夫は天皇陛下の御爲めに立派な働きをして戦死されたのですから、この上もない名譽です。これからは亡き夫の遺訓を守り、二人の子供を立派に育て上げる決心です。」

と決心の程を語り、町間の人々を泣かせた程だつた。それからナリさんは以前にも倍するほど働き抜いたが、その多忙の中に姑キヨさんにつくす看護と奉養振りには、村中で誰一人ほめぬものはなかつた。

キヨさんも昨年二月、老衰のため永眠したが、夫の残して行つた千五百圓の負債のほか、姑キヨさんの醫療費五百圓を紛纏に返済した上、最近では勞力を節約するため、新式の農具を購入して食糧増産に挺身してゐる。

船舶運營會の話



海務院

大東亞戦争を勝ち抜くために、どんなに船舶が必要であるか、またこの船舶を造るために、現在どのやうな對策が講じられてゐるか、といったことは週報でもたび／＼お話ししましたが、この造船と共に、現在ある船舶を出来るだけ合理的に動かして、能率をツツと

上げて、一トンでも多く物資を運ぶやうにすることは何よりも大切で、勿論、わが國の海運業は、出發が遅かつたのにもかゝらず、僅かの間に世界第三位にまで追いつき、その經營運航の手腕は、優秀な海員の技術と相俟つて全世界を風靡し、敵英國の海運業者は、我が商船隊の進出を極度に恐れ、その對策が毎年の議會の重要議題となつてゐたといふことからしても、我が商船隊の優秀さが思ひ知られます。

この優秀な經營運航をさらに一層よくすることが、大東亞戦下に與へられた絶對になさねばならない課題であり、使命であります。これが單に個々の船の能率を上げるだけで済めば、今まで通り海運業者に一任して、適當な勸奨方法でもつて、その企業心に訴へれば、相當の結果を期待できることではありません。

運營會の業務

そこで政府では、戦時海運管理令に基づいて、特殊の用途とか要務のものを除いた全船舶を使用し、また特殊任務を除いた全船員を徵用することにいたしました。

いふまでもなく、どんなに船が澤山あつても、船員がなくては船は動きません。しかも戦争の進展につれて船員の補充はますます重要になり、これまでどのやうに船員と船主との間の自由契約のまゝで置いたのでは、十分に合理的な配置は望まれず、どうしても國家でもつて補充、配乗を統一して、人員を常に整備し、必要に応じて融通す

るといつた手段を採らねばなりません。そこで、徴用といふことになつたのでありますが、全船員に戦時下の國家意志を徹底させ、すべての船員が國家の公人として公務に従事するのだ、といふ自覺と矜持の下に士氣を一段と昂揚させるためにも、徴用といつた方法が公當であるといへます。

さて、このやうにして徴用された船員は、去る四月一日に設立された船舶運賃會に貸下げられた政府使用の船舶に配乗させて、政府の指定に従つて物資や旅客の海上輸送を行ふことになつた。即ち船舶運賃會では、日本中の全船舶と全船員とを完全に一手に收め、自己の責任で以て運航する譯で、つまり日本中の海運業がすべて、船舶運賃會に集約されてしまつたといへます。

では、この一元的に集約された全船舶を、船舶運賃會ではどのやうな方針

で運航するかと申しますと、すでに周知の如く、今日の我が國の物資の供給は、すべて物資動員計畫に基づいて動いてをりますが、その中の重要物資の大部分は、海上輸送によらなければなりません。

例へば石炭、鐵礦石、塩、非鐵金屬等の戦時下の我が國が最も必要とする重要物資は、海上輸送によつて初めて生産に役立つことが出来るのでありますから、この物動計畫を實施するには、海上輸送能力を十分に考慮しなければなりませんし、従つてまた配船計畫も、この物動計畫を目標にし、物動計畫に盛り込まれた國家の要望を基礎として樹てられねばなりません。

即ち、船を運航し、配船する根本の方針は、配船計畫に示された國家の意思であつて、これまでのやうに、どんなに海運統制の機構を強力にしても、船主が自らの危険と計算で運航してゐる

限り、國家が必要な資材でも採算が合はない場合とか、航路が危険な場合には、配船を躊躇するといつたことになり、また反對に、有利な航路には船が集つて船腹が偏在するといつたことになり勝ちでありました。

ところが、船舶運賃會が國家本位の配船を實施することになつた結果、國家が必要な物資を國家の計畫通りに、國家が指定する順位と時期に従つて積取ることが出来、どんなに算盤に合はない航路でも、またどんなに危険な航路でも、國家の要望であれば、敢然として配船することになりました。

運賃會の特色

このやうに船舶運賃會は、國策の執行機關でありますから、配船計畫を樹立する際には、専門家としての立場から参畫協力し、その役員も總裁、理事長、理事等は、すべて政府が任命し、公

けの責任を負ふことになつてゐます。

これを重要産業團體令に基づく各種産業の統制會に比較してみますと、統制會はそれ／＼の産業について統制上の指示をする單なる統制機關でありませんが、これに反して船舶運賃會は、統制のために經營する、即ち、統制機關であると同時に、事業機關であつて、自ら海運事業を經營し、その經營によつて海運統制を具現しようとするもので、そこに大きな特徴があるといふことが出来ます。

次に産業設備營團、重要物資管理營團その他、都市交通、食糧品等にも次ぎ／＼と設立されてゐる營團と比較しますと、同じ統制を目的とする企業形態ではありませんが、營團は資本を持つてゐるのに對し、船舶運賃會は全く資本的な基礎を持ってゐません。

船舶運賃會は、海運事業を經營する主體でありますから、運航による旅客

や物資の運賃を收得する一方、運航に直接關係のある一切の經費を賄ふ外、船舶使用料を船主に支拂ひ、運賃債務者に事務處理の手續料を支拂ふといつた工合に、甚大な金錢の受授を行ひますが、これはいづれも營利のためではなく、あくまでも海運事業の統制といふ本来の目的を達成する手段であつて、運賃に必要な資金は、借入金によつて賄ひ、收支に餘剰があれば、政府の指示に従つて處分し、また不足の場合には、政府で補償填補する途が開かれてをります。

また、船舶運賃會は海運事業を包括的に支配し、その統制は全般的で、範圍は廣く、この點でも一般の營團とは異つてゐます。

なほ船舶運賃會には運航實務者といふ制度があつて、政府から運賃會の構成員中、相當の設備機構を有する者に任命し、船舶運航の現場事務を擔當

させてゐます。この制度は、現存の業者の機構とか經驗、知識を活用する一方、船舶運賃會の機構が不當に膨大するのを防ぐためのもので、この制度によつて業者が現有の組織を維持し、また戦時の國家管理下にあつても、企業心を萎縮させずに、他日の飛躍に備へさせようとするものであります。

前述のやうに船舶運賃會は、去る四月一日に設立され、五月一日から一般の業務を始めましたが、その職員は海運業務の現業に經驗のある者から選ばれ、すべて純粹の業界人からなつてゐます。

なほ、内地の主要港に支取出張所を設け、さらに支那諸港から、パンコク、サイゴンにまで出張所を設けて、廣大な組織網を完備し、また船員の募集も船舶運賃會で擔當することになり、全國的な募集網を着々と整備してゐます。

思想戦讀本

5

情報局

思想戦と科學

近代科學と歐米的思想

科學の振興が國運の發展上に極めて重要であることは言ふまでもないが、良薬もその處方を誤ると却つて害になるやうに、科學も國民がその本質を正しく理解して、各々の立場に即してこれを正しく活用するやうに心掛けねば、思はざる害を蒙るといふこともあり得るのである。殊に從來の科學には舶來の物が多いで、うつかりそのまゝ呑み込むと、われわれの氣質や

體質に合はなかつたりして、折角の良薬が思ひがけないやうの中毒症候を引起すことがあるから、この點大いに注意を要する。しかるに、現在わが國にはこの種の中毒に罹つてゐる人が少くないのである。これは、要するに、近代科學の健全な本質と、それにまつはりついてゐる歐米的近代思想とを峻別して、科學をわが國の國柄と國民性とに適するやうに處方し直す努力が、從來とかく缺けてをつたためである。近代科學の偉力に眩惑されで、うつかりその外

面のきらびやかな歐米的粉飾を科學そのものと思ひ誤るならば、この偉大な近代科學の成果を自家藥籠中のものとして活用し、發展させることが出来ないだけでなく、遂には自分の大切な魂さへも失ふ虞れがあるのである。現に過去數十年に亘り、米英が日本や支那に對する思想的侵略の有力な武器として、科學を——理論的研究たると應用方面たるとを問はず——利用して來たことは、既に多くの識者によつて指摘されてゐるところである。こゝに、日本人として科學を正しく把握するといふことが、思想上、忽ち出來ぬ問題となつて來る理由があるのである。

幸ひ、大東亞戰爭の勃發以來、科學の米英的臭味を完全に一掃して、日本人の赤心によつて科學を神技に等しい域にまで高め得た業績が、前線に銃後に續々と現はれつゝあるのは頼もしい限りである。我々はこの際、一層汚れなき赤心を以て科學の眞諦を明らかにし、これに日本的な生命を賦與するやうに努めねばならぬ。かやうな意味において、思想上、注意すべき二、三の問題について解説を試みよう。

科學研究と國策

最近、研究の統制といふことが世論に上りつゝあるが、これに對して、「科學の研究は統制を加へない方が効果を擧げる」といふ説をなす者が少くない。即ち、統制を加へると、各人の創意を自由にはたらかせることを妨げ、獨創的な研究が出なくなる」といふのである。だが、果して創意といふものは、個人的な興味心によつて生れるものであらうか。

個人的な興味は、有意義な結果が生れることも無いではないが、それはむしろ偶然であつて、眞に偉大な獨創的な研究は、多くの場合、熱烈な愛國心や社會人類のためを念ふ眞摯な宗教的人生觀を以て一生を貫き、一身を研究に捧げた人に多いのである。また、たとひ個人的な興味から獨創的な着想が得られたとしても、これを眞に意義ある研究として實を結ぶに至らしめるには、個人的な興味心などでは續くものではないのであつて、もつと高い境地に立つた眞剣な努力が必要なのである。

個人主義的、自由主義的心情によつてなされた研究は、一寸考へると如何にも各人の創意が活かされてゐるやうに思はれるが、事實は正に反對であつて、卑俗な物慾や功利に走るか、或ひは眞理のための眞理などといふに美しいことを唱へながら、實は學界の流行を追ひ、すぐ論文になりさうな問題のみを漁るといふやうな浅ましいことに陥り易いのである。

そも、創意とか獨創とかいふものは、單なる思ひつきや小器用さのことではない。それは一貫した旺盛な探求の意欲を以て、一事に没入することによつてはじめて生れるものである。従つて、創意や獨創を云々する時に大切なことは、この意欲が如何なる動機によつて起り、如何にして維持されるか、といふことである。個人主義的的人生觀に禍ひされてゐる米英人においては、この意欲が個人的欲求の自由性に基つくと解釋されてゐるからといつて、日本人の場合もさうであると考へねばならぬ理由は確もない。米英人の場合でも、眞に時代を動かすに足るやうな偉大な獨創的な仕事をした人々は、超個人的な高い心境においてその仕事を

に没入してゐることは既に述べた通りである。

ありがたいことには、わが國には、「君國のために」と念する時、他の如何なる動機をも超へて、これに身をせんとする意欲が湧き上つて來るといふ、國民精神の傳統が流れてゐるのである。われ／＼が我々の創意、獨創の根源をこゝに求めてこそ、眞に世界に冠絶する日本科學を創造することが出来るのである。大東亞戦争の輝かしい戦果の蔭には、兵器の研究や製造に、戦略の工夫に、兵站や衛生の整備に、輸送の計畫に、君國のためと念じて挺身没入する幾多の人々によつて齎された偉大な創意が充ち溢れてゐることは、誰しも知るところである。

かやうに考へて來ると、研究の統制に對する考へ方も自ら變つて來ざるを得ない。若し盡忠報國の念に燃える研究者ならば、何々の研究がわが國にとつて絕對に必要であると知つた時には、これに従事することを統制とは考へず、自らこれに挺身するであらうし、戦争遂行上、物資その他の關係で研究に及ぼされる不便は、敢へてこれを不便と思はず、自らこれを克服して、そこ

に創意を活かさうと工夫するであらう。

従つて、統制の仕方の適不適に對する批判はあり得るとしても、統制そのものが科學的創意を妨げるなどといふことはいへないことである。たとひ國家の命令によつて従事する仕事であつても、その人がこれに誠心を傾けて一念没入するならば、そこに自由自在な創意が泉の如く湧き出て來るのであつて、創意獨創の心境が自在調達なものであるといふこと、創意の動機が個人的欲求の自由にあるといふ愚論とを混同してはならない。

純粹科學と應用科學

科學と國策との關係について、今一つ最も議論の種になり易いのは、實用的な應用技術方面と、純粹な學理的、基礎的研究とのいづれが大事であるかといふ問題である。次にこの問題を検討しよう。

勿論、目先の効果や末梢的なことに眼を奪はれて、根本的なことをおろそかにしてはならぬといふことは、科學の振興のみならず、あらゆる場合に通ずる眞理で

ある。その意味からいへば、學理的な研究を應用的方面よりも重視しようとする意見の方が正しいやうにみえる。しかし、何が根本であり、何が末梢、目先のことであるかを十分検討しない内は、かやうな連断は許されない。

なるほど、科學を演繹的體系に整理してみれば、學理的な研究が基礎的、原則的な位置を占めることにならう。従つて、科學の論理的、抽象、普遍的な半面を以て科學の本質なりと考へる者にとつては、學理的な研究こそ基礎的であり、純粹であるといふことにならう。整理された教科書式の書物の記述などのみを通して科學を知つてゐる人々には、そんな感じがするのは無理もないことであるが、それは言はず科學の死んだ姿である。常に新しい研究の分野を發見し、また常に人生と一體になつて生きて動いてゐる科學の姿においては、さやうな單純な結論は許されない。

殊に、いはゆる純粹科學といふ言葉の中の純粹といふ文字には、法則や公式が論理的にみて純粹な形で適用できるといふだけの意味しかないにも拘はらず、あ



たかも、この方面の研究をする者だけが純粋な高潔な
氣持を持つてをり、いはゆる應用科學方面の仕事をし
てゐる者は不純な功利主義者で、目先のことのみを追
つてゐるかのやうにいふ者もあるが、これは大變な誤
りである。學理的研究にも、末梢的なものもあれば
動機の不純なものもある。また實用的な研究にも、新
らしい學理の發展の基礎になるものもあれば、動機の
純粹高潔なものもある。

たとひ電子や原子や宇宙などといふ、森羅萬象の最
も根源と信ぜられてゐるやうな事柄を研究してゐて
も、或ひは病理の微に入り細に亘つた研究をしてゐて
も、學に志すといふことの根本義を忘れて、徒らに外
國の學界の流行に追従し、問題の目新らしさのみを
誇るやうであれば、これは目先に走つた功利的な態度
といはざるを得ない。

逆に、たとへば、農産物の品種を改良して冷害や早
害から農村を救はうといふ一念に發し、その研究に一
生を捧げてゐる人があつたとすれば、たとひ品種改良と
いふことは遺傳學の應用ではあつても、その人の研究

は根本的な純粹な研究であるといへる。かやうな研究
から、却つて從來の遺傳學の缺陷が明らかになり、新
らしい學理が發見されるといふやうな場合もあり得る
のである。また、造船術は力學の應用かも知れない
が、本當によい船形を造らうといふ研究が獨創的な船
形を生み出し、力學の理論的研究にも飛躍的な進歩を
促すといふことになる場合があるのである。

或ひはまた、工場の一職工が、自分の使ふ機械や材
料を改良しようとして拂つた苦心や、地方の篤農家
が、土質の改良や施肥法、耕法などの改善について、
體験を基として長年に亘り積み重ねた研究などは、そ
の動機は全く純粹であり、その中に科學の新しい研
究分野を示唆するやうな獨創的な着想を豊富に含んで
ゐる場合が少なくない。

かやうに言つたからといつて、決していはゆる學理
的な研究が不用であるといふのではない。たゞ、學理
的な研究でありさえすれば基礎的であり、純粹である
といふ考へ方が、いはれないことであるのを注意し
てゐるに過ぎない。

いま例に挙げたやうな實際的な研究が成功し得るた
めにも、また、かやうな實際的な研究の獨創的な着想を
發展させるためにも、それが學理的研究と緊密に結び
つく必要があることはいふまでもない。しかし、滅私
奉公の一念に發してその志を貫かうとする人ならば、
たとひ實際的な問題から入つても、その解決に學理的
研究が必要であると痛感すれば、敢然としてそれに必
要な勉強を始めるであらうし、また學者の眞面目な研
究に敬意を拂ひ、それを自分の研究にとり入れようと
心掛けるに違ひない。だが、これと同時に一方、學理
的な研究をしてゐる人々も、末梢的な机上の空論に墮
することなく、廣く實際的な研究にも注目し、その中
から獨創的な着想を掘り取つて、學理的研究に不斷の
新しい生命を與へるやうに心掛けることが必要であ
る。

以上、基礎的とか純粹とかいふ言葉の意味を誤つて、
實際的な研究をいやしめることの不當を指摘したので
あるが、この逆の場合もまた注意を要するのである。
即ち、國策的な工業方面の仕事をしてゐる技術者の中

には、學理的ないはゆる純粹科學方面の研究を輕視
し、自分達のみが國家的であるかの如く考へてゐる者
があるかも知れないが、これもまた大變な間違ひであ
る。自分の仕事はたゞ、國策に役立つたといふこと
と、その人が眞に國家意識に燃え、日本精神に徹して
研究に志してゐるといふことは別である。

若し、盡忠報國の一念から或る研究に志し、長年そ
れに没入した結果が、實を結んで國策に役立つたとい
ふのならば、これは誠に尊敬すべきことである。或ひ
はまた、今までは大した國家的觀念もなくやつて來た研
究であつたが、たゞ、時局に際會して自分のやつ
てゐた研究が國策的な重要なものであることを訓へら
れ、それに感奮してこれに献身しようといふ決心した
といふのならば、これもまた立派な心掛けである。
しかし、若し、これまで營利的な氣持や個人主義的な
態度で仕事をやつてゐた人が、たゞ、その仕事は國
策に役立つたからといつて、自分の從來の氣持や態度
を反省することなく、自分の仕事は國家的だから大い
に擁護して貰ふ權利があるなどと考へるならば、これ

は大變な誤りである。かやうな人は、愚にもつかない空論を弄んで、何か純粹崇高な學問をしてゐるやうな錯覺に陥つてゐる連中と好一對であつて、やはり純粹と功利、根本と目先の區別のつかぬ連中である。

いつ金になるか、いつその價値が認められるやうになるか分らぬが、國運の發展のためにはぜひ解決しなければならぬといふ至誠の一念から、超世間的な研究に一生を捧げてゐる學者や、國策的に緊要で、成功すれば國家的に素晴らしい利益は歸すが、それだけに精神的にも肉體的にも非常に苦しい研究に、全く私慾を捨てて没入し、利益の分け前などのことは全然念頭のない技師などの仕事こそ尊いのである。

彼等の研究には、どちらが本で、どちらが末だといふやうな區別はない。後者の研究が前者の研究を促す動機となり、前者の研究が後者の研究を成功に導く契機となつて、互ひに助け合つてゐるのである。

かやうに、生きて動いてゐる科學においては、學理と實際とは一體になつてゐるのであつて、このことを突きつめて行くと、結局は國家經濟の大本に立つて科學を綜合的に指導することであつて、單に科學の知識や技術を振りまはす政策のことではない。

しかし、かやうに國家經濟の大本に立つて科學の方向を正しくとらへることは、單に爲政者だけに必要なのではない。科學に従事する學者や技術者、否、いやしくも科學を論ずる者の一人々々に必要なことである。さうでなくては、科學の全體が有機的に關聯し、一體となつて國家經濟の正しい方向に働いて行くといふことは望めない。「だが、科學に關係する者の一人々々にかやうな高邁な識見を期待することは無理である」と讀者は考へるであらう。

しかし、實はそれは至極平明なことである。即ち、すべての人が日本臣民としての至純な心境で科學を考へさへすればよいのである。正しい國家觀、人生觀を體得し、志を立て且つこれを貫かうとするところには、自ら高邁な識見が現はれて來るものである。かやうな志が立つてはじめて、如何なる學理がその研究に必要であるかも決つて來るし、如何なる技術がその計畫に必要であるかも決つて來るのであつて、

學を綜合的に把握し、國家と人生の本義に基づいて科學の方向を正すといふことが一番根本であるといふことになる。この根本が正されてはじめて、科學の個々の知識や技術が本當に活かされるのである。この根本が確立してゐないと、例へば、科學の進歩が却つて國民精神の健全な傳統を破壊したり、體力や氣力を薄弱にしたりするやうな現象を生ずることにもなるのである。

また、例へば、わが國には年々風害、水害、地震等の天災が起るが、これらに備へて山を治め、水を治め、さらに火事や敵襲にまで備へる遠謀深慮が平素から十分めぐらされてをらねば、如何に建築や土木の技術の進歩を誇つてみても、非常の際、全く役に立たなくなるのである。工業技術の粹を集めた大工業地帯も、地震、水害、敵襲等に對する考慮を缺いた無計畫、不用意のものであつたなら、非常の際、一朝にしてその機能を喪失するであらう。かやうに科學の分科した知識や技術の末のみに走つて、科學の綜合的な大本を忘れたところには、科學の健全な發達はないのである。科學政策とは、かやうな大本に立つて科學の方

單なる理論や技術や機械は死物に過ぎない。これらが一つの志によつて統率され、正しく活かされてこそ意味があるのである。また、創意や獨創にしても、行き當りはつたりの經驗だけでは出て來ないことはいふまでもないが、さうかといつて、既成の學理の枠の中で理論を弄んでゐるだけでも出て來るものではない。何かぜひ解決しなければならぬといふ問題があり、これを飽くまで解決しようとして苦心するとき、今までの知識では追いつかぬことが明らかになつて來て、はじめてそこに新しい研究の分野がひらけ、新しい學理が展開されるに至るのである。頭の中で何か今までと變つた理論を作つてやうなどとはたぐらむやうな態度から生じたものは、獨創ではなくて單なる小細工に過ぎない。即ち、本と末、純と不純との別はその人の態度や志や識見に存するといふことを忘れて、學理的研究即根本、實際的研究即目先と速断したり、實際的研究即國家的、學理的的研究即非國家的と速断したりするやうなところには、科學の健全な進歩はなく、獨創的な研究を期待することも不可能である。



科學と思想戰

以上の解説によつて、科學もまた歸するところは思想の問題であるといふことが明らかになつた。我々は、純乎たる國體觀に立ち、大和魂を以て打ちつらぬかれた研究でなければ、日本の科學をして世界に先んずるやうな飛躍發展は遂げしめ得ないことを知つた。この大木を忘れたり、誤つたりしてゐるやうな研究は、必ず末梢や目先の瑣事に走つたり、國家に大害を及ぼしたりするのである。

ところが、かやうな至極當然な事柄がなかく一般に諒解され難いのは、近代科學の華々しい外面に眩惑されて、科學の健全有益な本質と、それにまつはりついてゐる歐米的近代思想とを判別することがおろそかにされてゐるからである。歐米的近代思想においては、知と行とを分け、學問と國家人生とを切り離し、抽象普遍的な論理の體系を求め、これを以て學問の理想とするのであるが、科學の知識が客觀的であり、科學の研究に分析的、論理的な方法が重要であり、科學の學說

が整然たる論理の體系の形をなしてゐるといふ表面的な事實のみにとらはれて、かやうな學問觀が正當であるかのやうに誤信してゐる者が少くない。しかし、科學者の働きの結果として得られた知識や、科學者が研究の際に用ひる個々の手段方法や、科學者の仕事の結果を整理した論文や書物などと、生きて動いてゐる科學の全體的な微妙な姿とは別である。知行を一如ならしめ、科學を國家經營の大木に歸一せしめる境地が根柢にないところには、科學さへも健全には育ち得ないのである。そのところがはつきりしてをらぬと、いろ／＼な誤りに陥るといふことは、既に前に十分に説明した通りであるが、自由主義的乃至は國際主義的な考へを、客觀的、普遍的、且つ科學的な考へであると思ひ誤つたり、批判者的、傍觀者的な態度を客觀的、科學的な態度だと思ひ誤つたり、唯物的、便宜主義的な卑俗な合理主義を以て科學的であると自惚れたりする人が少くないのは、みな近代思想の弊になつてゐるためである。ヨーロッパにおいてさへ、ドイツやイタリアはこの近代思想の病根を一種々の兇惡な社會主義的思想も

亦この近代思想の温床に生えた毒茸である——を拂ひ捨てようとして努力してゐるのであるが、我が國には、無比の國體を根基とする國民精神の傳統があるのであるから、こゝに目覺めて純乎たる日本精神に立還りさへすれば、近代思想の病禍を脱却することなど何でもない筈である。

ところで、この近代思想を世界に流布した張本人は米英であるが、米英は、科學文明の華やかな産物や人道主義の淺薄な感傷の蔭にこの近代思想の魔薬を忍ばせて、彼等の手に乗つて近代文化の外面的な美しさに魅惑されてゐる間に、知らず／＼に民族の魂を奪はれ、民族の傳統と歴史とを忘れさせられて、遂には甘んじて彼等の植民地とさへなるやうに世界の多くの民族を誘惑して行つたのである。支那やフィリピンやインドにおいて、米英のこのやうな思想謀略が如何に深刻なものであつたかは、識者の齊しく認めるところである。我が國においても、最近までは彼等のかやうな思想的謀略にかゝつてゐた傾向がないとはいへなかつた。田舎では健實な傳統の力がまだ十分に強かつたので、

それ程憂ふべき現象にまでは至らなかつたが、都會地では誠に憂慮すべき状態にあつたといはねばならぬ。幸ひに大東亞戰爭の大詔下り、湧然として盛上つた國民的自覺は、思想戰の方面においても次第にこの米英の謀略を驅逐しつゝある。しかし、思想戰の根本は自分の心にあるのである。われ／＼にして、至誠殉忠の念に燃え、日本精神に徹し、こゝに立つて一切を觀じ且つ行ずるに非ずんば、表面の米英的思想を拂ふことは出来ても、それと同じ根は心の中に残り、他日、第二、第三の米英的思想となつて芽を出し處れがあるのである。特に科學觀において、近代的學問觀を乗り超えた知行一體、物心一如の高い境地を求め、これを國家の大本に歸一させるやうな絶えざる努力が必要である。この努力を國民が忘れなければ、科學は我々の新秩序建設戦における最も強力な武器となるであらうし、この努力を怠れば、科學は、物質的には國策に貢献しても、その反面に、依然として思想戰における米英思想侵入の温床をなすといふ虞れを脱れないであらう。

大東亞建築力大 國債大

社會受引券證
會制統

- 日本銀行引受國債
- 日本勸業銀行
- 日興證券株式會社
- 川島屋證券株式會社
- 野村證券株式會社
- 山一證券株式會社
- 藤本證券株式會社
- 小池證券株式會社
- 共同證券株式會社

通信

穀の縣外移出
私は縣外に田を自作してある者です。米穀管理法によると、他町村に田を自作してある者の生産米は、作人の居住町村農會の管理を受けなければいけません。長官は適宜に適用されませんか、長官の許可が得られませんか。昨年、稲は刈つたが許可が得られず困りました。何とか簡単に手続きの出来る方法を當局で講じて下さい。
(山形縣 穂野)

農林省の回答 お尋ねのやうな隣接府縣に田を自作してある場合に、管理米の割當等を行ふべき市町村農會は、原則として居住地市町村の農會となつてゐますが、特に必要があれば、居住地市町村農會と、田地の所在地市町村農會との協議で、何れの農會で管理米の割當等を行ふかを決定してもよいことになつてゐます。
またこの場合は、お尋ねのやうに生産された米穀について、府縣外移出の問題が當然起るわけですが、この場合は田地所在地の府縣知事に府縣外移出の許可申請をし、その許可を受けて縣外移出をしなければなりません。そしてこのやうな場合には、當然許可がある筈です。

日本出版文化協會 第十二回推薦圖書

日本出版文化協會では、十月分として左の通り第十二回推薦圖書を発表しました。

童話集	名 編著者 大 定價 發行所
六人	山ノオモチヤ B五 博文館
上級	南の魚北の魚 B六一 大日本堂
一般	半島の子ら 飯田 彬 B六一 大日本堂
一般	日本人の眼 飯田 彬 B六一 大日本堂
一般	資源經濟地理原部 B六一 中興館
一般	伊語會話文典 B六一 英文法
一般	上代の彫刻 小川直昭 B六一 朝日新聞
一般	メンデルのイオニス B六一 朝日新聞
一般	ナチス民法學の精神 B六一 岩波書店
一般	東南亞細亞における外國投資 B六一 同友會
一般	放射能 B六一 白水社
一般	室町時代美術史論 B六一 東京堂
一般	傷痕軍人勞務指導 B六一 東洋書館

週報

昭和十七年十月十四日發行	編輯者 東京市物産局
印刷者 東京市物産局	發行所 東京市物産局
定 價 一部 五錢(送料一錢)	所 達 處 全國各地官報販賣所
注 意	書店・新聞店・驛賣店

露光量違いにより重複撮影

大東亞築力大 大債國

社會受引券證
會制統

- 日本銀行引受國債賣捌店
- 日本勸業證券株式會社
- 日興證券株式會社
- 川島屋證券株式會社
- 野村證券株式會社
- 山一證券株式會社
- 藤本證券株式會社
- 小池證券株式會社
- 共同證券株式會社

初の縣外移出

私は縣外に田を自作してゐる者です。米穀管理法によると、他縣に自作してゐる者の生産米は、作人の居住市町村農會の管理を受けなければならない。但し、長官の許可がないとせんか。昨來、自治體の許可が下りません。何となく簡単に手續を出来る方法を當局に請じて下さい。

農林省の回答 おそれのやうな橋渡り等に由り、おられる場合に、管理上の制等を行使し、市町村農會は、原則として居住市町村の農會となつてゐますが、特に必要があれば、居住市町村農會と、田の所在地市町村農會との協定で、何れの農會が管理米の相當を行ふかを決定してもよいことになつてゐます。

またこの場合は、おそれのやうに生産とれた米穀について、府縣外移出の問題が當然起るわけですが、この場合は田の所在地の府縣知事に府縣外移出の許可申請をし、その許可を受けて縣外移出をした方がいいやうです。そしてこのやうな場合には、當然許可がある筈です。

日本出版文化協會

第十二回推薦圖書

- 日本出版文化協會では、十月分として左の通り第十二回推薦圖書を發表しました。
- | | | | |
|-----------|------------|------|------|
| 書名 | 著者 | 定價 | 發行所 |
| 六十八 山ノオチ子 | 北田善吉 | B 五〇 | 博文館 |
| 上巻 | 南の魚 | B 六〇 | 大日本堂 |
| 下巻 | 南の魚 | B 六〇 | 大日本堂 |
| 一般 | 半島の子 | B 六〇 | 第一書局 |
| 一般 | 日本人の眼 | B 六二 | 成文堂 |
| 一般 | 資源經濟地理學 | B 六二 | 中興館 |
| 一般 | 伊豆の山 | B 六三 | 成文堂 |
| 一般 | 上代の彫刻 | B 四〇 | 成文堂 |
| 一般 | マンデルのイデオロギ | B 六三 | 成文堂 |
| 一般 | ナチス民法 | A 五〇 | 成文堂 |
| 一般 | 東南部細部における | A 五二 | 成文堂 |
| 一般 | 放射能 | B 五五 | 白水社 |
| 一般 | 宗明時代工書史論 | A 五二 | 東京堂 |
| 一般 | 傷痍軍人事務指導 | A 五二 | 東京堂 |

週報

注意	御	所込申	價	定
▲本誌は、郵政の認可を得て、郵便物として扱われ、その送料は、本誌の発行所に負担して頂戴して下さい。	▲本誌の送料は、郵便物の送料と同様です。	▲本誌の送料は、郵便物の送料と同様です。	▲本誌の送料は、郵便物の送料と同様です。	▲本誌の送料は、郵便物の送料と同様です。

露光量違いにより重複撮影

編輯局報情

週報

號日一十二月十

海軍武官・兵制度の改正
 大東亞戦下の國民鍊成
 戦時下のガスの使ひ方
 十二月の常會の頁

思想戰讀本 ⑥
 思想戰と教育

315號

昭和十七年十月十一日第三種郵便物認可
 昭和十七年十月十一日發行
 (毎週一回水曜日發行)

五錢

週報

週報は民翼賛の道しるべ

大東亞戦争

國債

郵便局売出
 十月二十二日→十一月二日

體力／氣力／貯蓄力！

戦時貯蓄★報國

債券

売出
 十月十五日→十一月十日

内閣印刷局印刷發行

大藏省。逓信省。日本銀行。日本勸業銀行

(本書の大きさは國定規格[A5]判)